

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

【当初提出分】

議案等番号	件名	概要	提出部局	備考
議案83 〔予算〕	平成29年度久留米市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について	衆議院議員総選挙の実施に伴い、平成29年度久留米市一般会計補正予算(第2号)を定める必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるもの(平成29年9月28日専決処分)	総合政策部	地方自治法 96条1項2号 179条1項
議案84 〔一般〕	自動車破損事故による損害賠償の専決処分について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故発生日時 平成29年8月18日 午前9時頃</li> <li>2 事故発生場所 久留米市城南町15番地3(久留米市庁舎東側駐車場内)</li> <li>3 当事者 市 農政部生産流通課 男性職員 相手方 久留米市田主丸町秋成の法人</li> <li>4 事故の状況 市職員が、上記場所において、市車両の右後部のドアから進入し、同ドアを半開きにした状態で市車両バックドア部分からの荷室への荷物の積込作業の補助を行っていたところ、誤って同ドアを内側から押したことにより、同ドアが大きく開き、市車両の右側に駐車していた相手方車両の左後部ドアに接触し、相手方車両を破損させたもの。</li> <li>5 損害賠償の額 市は、相手方の指定するところにより損害賠償金として78,278円を支払う。 その内容は、市の過失100パーセントとして相手方の損害78,278円を支払うものである。 内訳 車両修繕料 56,678円 代車料 21,600円 計 78,278円</li> <li>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年10月23日専決処分)</li> </ol>	農政部	地方自治法 96条1項13号 179条1項
議案85 〔一般〕	交通事故による損害賠償の専決処分について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故発生日時 平成29年7月5日 午後6時16分頃</li> <li>2 事故発生場所 久留米市御井朝妻一丁目5番1号北側路上(国道322号線)</li> <li>3 当事者 市 教育部学校教育課 女性任期付短時間勤務職員 相手方 久留米市西町在住の女性</li> <li>4 事故の状況 市任期付短時間勤務職員が、公務により車両を運行中、上記路上において渋滞により停車していたところ、誤ってブレーキから足を離したため、市車両が発進し、前方に停止していた相手方車両の後部に追突したもの。</li> <li>5 損害賠償の額 市は、相手方の指定するところにより損害賠償金として201,500円を支払う。 その内容は、市の過失100パーセントとして相手方の損害201,500円を支払うものである。 内訳 車両修繕料 160,000円 代車料 41,500円 計 201,500円</li> <li>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年10月26日専決処分)</li> </ol>	教育部	地方自治法 96条1項13号 179条1項

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

<p>議案86 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成29年7月21日 午後3時20分頃</p> <p>2 事故発生場所 大野城市大字乙金8番1(福岡自治研修センター駐車場内)</p> <p>3 当事者 市 商工観光労働部 男性職員 相手方 糟屋郡宇美町神武原三丁目在住の男性</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、上記駐車場において、駐車していた市車両をハンドルを左に切りながら前進させたところ、タイヤが左に向けた状態で駐車していたため、市車両の左隣に駐車していた相手方車両(無人)の右前部に、市車両の左前部が接触し、相手方車両を破損させたもの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、相手方の指定するところにより損害賠償金として250,000円を支払う。 その内容は、市の過失100パーセントとして相手方の車両修繕料250,000円を支払うものである。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年11月6日専決処分)</p>	<p>商工観光労働部</p>	<p>地方自治法 96条1項13号 179条1項</p>
<p>議案87 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成28年3月31日 午後1時50分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市善導寺町飯田280番地1南側路上(国道210号線)</p> <p>3 当事者 市 健康福祉部生活支援第1課 男性職員 相手方 久留米市善導寺町在住の女性</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、国道210号線を西から東に直進していたところ、渋滞により対向車線で停車していた車両と車両の間から、手押し車を使用して、横断歩道によらず道路を横断していた相手方に気づくのが遅れ、相手方の手押し車に甲車両右前部が接触し、相手方を転倒負傷させたもの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、相手方に対し損害賠償金として3,381,844円を支払う。 その内容は、相手方の損害額3,670,773円に市の過失割合90パーセント(0.9)を乗じて得た額を基本として、市と相手方が協議の上定めた額3,381,844円を支払うものである。 この場合において、相手方の請求により自動車損害賠償責任保険から相手方又は医療機関等に対し既に支払われた金員があるときは、当該金員の支払を損害賠償金の内払とみなす。</p> <p>内訳 治療費等 3,670,773円 相手方の過失による差引額 288,929円 合計 3,381,844円</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年11月7日専決処分)</p>	<p>健康福祉部</p>	<p>地方自治法 96条1項13号 179条1項</p>

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

<p>議案88 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成29年7月12日 午前11時20分頃</p> <p>2 事故発生場所 糸島市東702番地1</p> <p>3 当事者 市 総務部財産管理課 男性嘱託職員 相手方 糸島市東の公益財団法人</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、市車両を後進させていたところ、市車両右後方の外灯に市車両の右後部が衝突し、外灯カバーを破損させたもの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、相手方に対し外灯カバー修繕料48,600円を支払う。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年11月7日専決処分)</p>	<p>総務部</p>	<p>地方自治法 96条1項13号 179条1項</p>
<p>議案89 〔一般〕</p>	<p>交通事故による和解契約締結の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成29年8月21日 午後4時15分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市中央町30番地1西側路上(市道A4号線)</p> <p>3 当事者 市 都市建設部建築指導課 女性任期付非常勤職員 相手方 久留米市南一丁目在住の男性</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、市道(A4号線)を北から南に進行し、久留米市公用車駐車場に進入するため、上記路上において減速し、左折していたところ、市車両の後方から直進してきた相手方車両が市車両の後部に追突したもの。</p> <p>5 損害賠償の額 相手方は、市に対し損害賠償金として55,328円を支払う。 その内容は、相手方の過失100パーセントとして市の車両修繕料55,328円を支払うものである。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年11月10日専決処分)</p>	<p>都市建設部</p>	<p>地方自治法 96条1項12号 179条1項</p>
<p>議案90 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成29年9月8日 午後2時7分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市高良内町4341番地2北側丁字路交差点</p> <p>3 当事者 市 都市建設部公園土木管理事務所 男性嘱託職員 相手方 久留米市諏訪野町勤務の男性</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、上記丁字路の交差点において市道E352号線(狭路)から県道藤山国分一丁目線(広路)に進入し、左折しようとした際、徐行及び確認が不十分だったため、市車両の右前部が市車両の右側から同県道を直進してきた相手方車両の左後部に接触し、相手方車両を破損させたもの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、相手方の指定するところにより損害賠償金として144,859円を支払う。 その内容は、市の賠償責任額152,000円と相手方の賠償責任額7,141円を相殺した額である。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年11月10日専決処分)</p>	<p>都市建設部</p>	<p>地方自治法 96条1項13号 179条1項</p>

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

<p>議案91 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償の専決処分について</p>	<p>1 事故発生日時 平成29年9月21日 午後2時40分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市大橋町常持460番2付近交差点</p> <p>3 当事者 市 都市建設部道路ネットワーク推進課 男性職員 相手方 久留米市大橋町蜷川勤務の男性</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、市道（G678号線）を西から東に進行し、上記交差点を通行しようとしたところ、その通行している道路と交差する市道（G679号線）を左方から進行してくる相手方車両の進行を妨げて当該交差点を直進したため、市車両の左後部に相手方車両の前部が衝突したものの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、相手方に対し損害賠償金として75,600円を支払い、相手方は、市に対し損害賠償金として315,600円を支払う。</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払 (平成29年11月10日専決処分)</p>	<p>都市建設部</p>	<p>地方自治法 96条1項13号 179条1項</p>
<p>議案92 〔予算〕</p>	<p>平成29年度久留米市一般会計補正予算(第3号)</p>	<p>(別に記載するとおり)</p>	<p>総合政策部</p>	<p>地方自治法 96条1項2号</p>
<p>議案93 〔一般〕</p>	<p>交通事故による損害賠償について</p>	<p>1 事故発生日時 平成29年9月14日 午前11時55分頃</p> <p>2 事故発生場所 久留米市北野町中3298番地2(久留米市北野生涯学習センター駐車場内)</p> <p>3 当事者 市 健康福祉部保健所地域保健課 女性任期付短時間勤務職員 相手方 久留米市北野町中勤務の女性</p> <p>4 事故の状況 市職員が、公務により車両を運行中、上記駐車場において、駐車していた甲車両をハンドルを右に切りながら後進させたところ、市車両の右後方に駐車していた相手方車両(無人)の後部と市車両の左後部が接触し、相手方車両を破損させたものの。</p> <p>5 損害賠償の額 市は、相手方の指定するところにより損害賠償金として226,490円を支払う。 その内容は、市の過失100パーセントとして相手方の損害226,490円を支払うものである。 内訳 車両修繕料 158,490円 代車料 68,000円 計 226,490円</p> <p>6 損害賠償の方法 一時払</p>	<p>都市建設部</p>	<p>地方自治法 96条1項13号</p>
<p>議案94 〔一般〕</p>	<p>財産(柔道畳)の取得について</p>	<p>(仮称)久留米スポーツセンター体育館のメインアリーナにおいて、武道競技を実施する際に使用する柔道畳を取得しようとするもの</p> <p>1 取得する財産 柔道畳 902枚</p> <p>2 取得予定価格 3,567万3,739円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額264万2,499円)</p> <p>3 取得年度 平成29年度</p> <p>4 支払方法 一時払(平成29年度)</p>	<p>市民文化部</p>	<p>地方自治法 96条1項8号</p>

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

議案95 〔一般〕	篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について	篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするもの  契約金額 変更前 17億9,604万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,304万円)  変更後 17億9,893万1,160円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億3,325万4,160円)	教育部	地方自治法 96条1項5号
議案96 〔一般〕	篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について	篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築電気設備工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするもの  契約金額 変更前 2億7,324万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,024万円)  変更後 2億7,673万7,040円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,049万9,040円)	教育部	地方自治法 96条1項5号
議案97 〔一般〕	篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約の一部を変更する契約締結について	篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成28年9月20日に議決した「篠山小学校校舎・屋内運動場改築機械設備工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするもの  契約金額 変更前 2億2,134万6,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,639万6,000円)  変更後 2億2,389万480円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,658万4,480円)	教育部	地方自治法 96条1項5号
議案98 〔一般〕	屏水中学校校舎改築工事請負契約の一部を変更する契約締結について	屏水中学校校舎改築工事執行に当たり、契約金額を変更する必要が生じたため、平成27年6月23日に議決した「屏水中学校校舎改築工事請負契約」の一部を変更する契約を締結しようとするもの  契約金額 変更前 10億2,362万4,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,582万4,000円)  変更後 10億2,493万1,880円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,592万880円)	教育部	地方自治法 96条1項5号
議案99 〔一般〕	久留米市複合アグリビジネス拠点施設の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(道の駅 くるめ) 2 指定管理者に指定する者 久留米市山本町耳納1875番地1 一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 3 指定する期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	農政部	地方自治法 244条の2 6項
議案100 〔一般〕	久留米市営駐車場の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 (1) 広又駐車場 (2) 小頭町公園駐車場 (3) 東町公園駐車場 2 指定管理者に指定する者 久留米市六ツ門町21番地10 久留米駐車協同組合 3 指定する期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	都市建設部	地方自治法 244条の2 6項

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

議案101 〔一般〕	訴えの提起について	市営住宅の家賃を滞納している者(18人)に対し、市営住宅の明渡し請求及び滞納家賃等支払請求の訴えを提起するもの	都市建設部	地方自治法 96条1項 12号
議案102 〔一般〕	市道路線の廃止について	3町内の市道路線(7路線)を廃止するもの (3町 高良内町、城島町浮島、城島町・塚)	都市建設部	道路法 10条3項
議案103 〔一般〕	市道路線の認定について	13町内の市道路線(13路線)を認定するもの (13町 大石町、津福本町、高良内町、国分町、御井町、田主丸町田主丸、田主丸町益生田、北野町千代島、城島町江上、城島町江上本、三瀨町高三瀨、三瀨町西傘田、三瀨町早津崎)	都市建設部	道路法 8条2項
議案104 〔一般〕	都市公園の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる公の施設 両替町公園ほか308か所の都市公園 2 指定管理者に指定する者 久留米市長門石一丁目15番15号 公益財団法人久留米市都市公園管理センター 3 指定する期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	都市建設部	地方自治法 244条の2 6項
議案105 〔条例〕	久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	児童福祉法の規定を引用する条文中の用語の整理をするため、条例の一部を改正しようとするもの  <主な内容> ・条文中の用語の整理を行うもの 第13条中「第33条の7」→「第6条の2」  (施行日:公布の日)	子ども未来部	地方自治法 96条1項 1号
議案106 〔条例〕	久留米市特定教育・保育施設の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条文中の用語の整理をするため、条例の一部を改正しようとするもの  <主な内容> ・条文中の用語の整理を行うもの 第15条第1項第2号中「同条第9項」→「同条第11項」  (施行日:平成30年4月1日)	子ども未来部	地方自治法 96条1項 1号
議案107 〔条例〕	久留米市田主丸ふるさと会館条例の一部を改正する条例	久留米市田主丸ふるさと会館を観光情報発信の拠点とするとともに、同会館内の各施設の用途を見直すため、条例の一部を改正しようとするもの  <主な内容> ・設置目的に「観光の振興」を加えるもの ・会館の施設の見直しを行うもの (団体待合室、特産展示場及び資料室を廃止し、交流スペース、カフェスペース、待合室等を設置する。)  (施行日:平成30年4月1日)	商工観光労働部	地方自治法 96条1項 1号
議案108 〔条例〕	久留米市営住宅条例の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、公営住宅法の一部改正を踏まえ、収入の申告等を行うことが困難な市営住宅の入居者の収入の認定の例外に係る規定等を整備し、並びに市営上津町住宅及び市営農協前住宅を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの  <主な内容> ・認知症患者等(認知症である者、知的障害者、精神障害者、及びこれらの者に準じる者)である入居者が収入についての申告・報告を行うことができない場合に、当該入居者の家賃については入居者からの申告・報告によらず決定することができることとする規定を整備するもの ・市営住宅の用途を廃止するもの 上津町住宅(久留米市上津町) 農協前住宅(久留米市大善寺町夜明)  (施行日:平成30年1月1日)	都市建設部	地方自治法 96条1項 1号

平成29年第4回市議会(定例会)市長提出予定議案概要

議案109 〔条例〕	久留米市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>リバーサイドパーク（福岡県久留米市宮ノ陣二丁目）に有料公園施設としてドッグランを設置するため、条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドッグランの利用に係る登録制についての規定を整備するもの</li> <li>・ドッグランの使用料についての規定を整備するもの （1頭につき1回の利用当たり200円 など）</li> <li>・条文中の用語の整理を行うもの</li> </ul> <p>（施行日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日）</p>	都市建設部	地方自治法 96条1項 1号
議案110 〔条例〕	久留米市職員給与条例等の一部を改正する条例	<p>市長等及び職員の給与を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①久留米市職員給与条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤勉手当の引き上げ（0.1月分）</li> <li>・給料表の水準の引き上げ（400円～1,000円）</li> </ul> </li> <li>②久留米市市長及び副市長給与条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当の引き上げ（0.05月分）</li> </ul> </li> <li>③久留米市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当の引き上げ（0.05月分）</li> <li>・給料表の一部引き上げ（1,000円）</li> </ul> </li> </ol> <p>（施行日：平成29年12月23日、一部平成30年4月1日）</p>	総務部	地方自治法 96条1項 1号